

店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する取扱要領

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、日本証券業協会（以下「協会」といいます。）の自主規制規則「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」（以下「特定投資家投資勧誘規則」といいます。）、「外国証券の取引に関する規則」（以下「外国証券規則」といいます。）及び当社の社内規程に基づき当社が行う業務に関して、この取扱要領（以下「本取扱要領」といいます。）を定め、公表いたします。

1. 法令順守等

当社は、特定投資家投資勧誘規則及び外国証券規則並びに当社の社内規程に基づき行う業務に関して、法令規則等を遵守しながら適正に遂行するための態勢を整備し、取引を公正かつ円滑に行います。

また、協会より取扱協会員としての指定を受けて、特定投資家投資勧誘規則及び外国証券規則並びに当社の社内規程に基づき業務を行います。

なお、本取扱要領における業務とは、次の①～②に掲げる業務を指し、以下「本業務」といいます。

- ① 私募（金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第2条第3項第2号ロに掲げる場合に限りです。以下同じとします。）の取扱い
- ② その他①に付随する業務

2. 検証及び審査

- (1) 当社は、投資者に対して新たに投資勧誘を行おうとする投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券につき、特定投資家投資勧誘規則又は外国証券規則並びに当社の社内規程に従って厳正に検証及び審査を行います。なお、本取扱要領における投資信託受益証券とは、金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券であって、取引所金融商品市場に上場されていないものをいい、外国投資信託受益証券とは金商法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券であって、取引所金融商品市場に上場されていないものをいいます。
- (2) 当社は、取り扱おうとする投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券の特性やリスクの内容を把握し、投資勧誘を行うことがふさわしいか否か及び投資勧誘を行う投資者の範囲について厳正に検証を行います。なお、勧誘対象者は、当社の社内基準を踏まえ当社において決定します。
- (3) 当社は、本業務を行うにあたっては、当該投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券の発行者との間で反社会的勢力の排除等に関する内容（発行者が反社会的勢力でない旨、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合は、当社の申出により当該発行者が発行する投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券の取扱いに係る契約が解除される旨等）を含む契約書を取り交わします。

- (4) 当社は、取り扱おうとする外国投資信託受益証券につき、外国証券規則第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 7 号及び第 10 号から第 14 号（第 11 号ただし書きを除き、クローズド・エンド型の外国投資信託受益証券にあつては第 14 号を除きます。）に掲げる基準に適合していることにつき厳正に審査を行います。
- (5) 本業務において取り扱おうとする外国投資信託受益証券につき、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、当該審査を終了した日又は最後に投資勧誘を行った日のうちいずれか遅い日から 5 年を経過する日までの間、これを保存します。

3. 特定証券情報の提供及び説明書の交付

当社は、本業務において投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の投資勧誘を行うにあたっては、特定投資家投資勧誘規則及び外国証券規則並びに当社の社内規程に基づき、投資者に特定証券情報の提供を行います。（特定証券情報がすでに公表されていることを当社において確認している場合を除きます。）

また、次の①～⑤の事項を記載した個別銘柄に関する説明書を投資者（適格機関投資家は除きます。）へ交付し、十分に説明を行います。

- ① 想定する投資者の範囲
- ② 損失が生じるリスクの内容
- ③ 換金・解約の条件
- ④ 発行者情報の提供又は公表の方法
- ⑤ その他必要と認める事項

4. 発行者情報の提供

当社は、特定投資家投資勧誘規則及び外国証券規則並びに当社の社内規程に基づき、本業務における投資勧誘により投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券を保有するに至った投資者に対して、発行者情報の提供を行います。（発行者情報がすでに公表されていることを当社において確認している場合及び発行者が当該投資者に提供していることを当社において確認した場合を除きます。）

5. 取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求

本業務における投資勧誘を行った投資者（適格機関投資家を除きます。）が本業務に係る投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券について初めて取引をしようとする場合、当社は、特定投資家投資勧誘規則及び外国証券規則並びに当社の社内規程に基づき、所定の説明書を交付し、リスクの説明を行います。

また、投資者から当該説明書の内容を理解し、自己の判断と責任において取引を行う旨が記載された確認書の差入れを受けます。

6. お取引及び受渡し

- (1) お取引等に関する紹介については、当社の各本支店へお問合せ下さい。
連絡先については、下記のウェブサイトをご参照ください。
店舗情報 | <https://www.sc.mufg.jp/branch/index.html>
- (2) お取引のお申込みについても、当社の各本支店へお問合せください。
- (3) 当社が第 1 項①に定める私募の取扱いを行う場合において、当社は、特定証券情報等の所定の書類を投資者に交付し、投資者（適格機関投資家を除きます）より確認書を受入れた後、投資者から払込金額を受入れます。当社は、払込期日に払込金額の全額を発行者が定める払込取扱場所において払込みます。

2025 年 10 月 1 日作成